

navigation

介護が必要な高齢者のための住宅改造費用を助成します 〈在宅高齢者住宅改造助成事業〉

福祉推進課 高齢者福祉係 ☎0977-75-2405

介護保険の要介護認定において「要支援」「要介護」と認定された在宅の高齢者等がいる世帯が、現在居住されている住宅の設備をその高齢者に適するように改造する経費の一部が助成されます。

【助成の対象となる工事】

玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所、その他必要と認められる箇所の改造工事

〔例〕部屋の入口の段差解消、床を滑りにくくする、引き戸等への扉の取替え 等

【助成の対象】

市内に1年以上住所を有する者で、住宅設備を改造する必要がある、かつ次に掲げる全てに該当する在宅高齢者またはその在宅高齢者と同居する者

- ①介護保険の要介護認定において「要支援」もしくは「要介護」と認定された在宅の高齢者がある世帯、または住宅改造が必要と認められる在宅の75歳以上の高齢者がいる世帯、もしくは在宅の高齢者がいる高齢者のみの世帯
- ②対象者の属する世帯の生計中心者の所得金額が200万円未満であること
- ③在宅高齢者の年齢は、おおむね65歳以上であること。

ただし、介護者が高齢または虚弱のため①に該当する在宅高齢者の介護が困難な場合等は、高齢者の年齢はおおむね60歳以上であってもよいものとする。

【助成金額】

対象となる工事費(上限60万円)の3分の2相当額(上限40万円)の助成が受けられます。

ただし、介護保険による住宅改修を併せて行う場合、工事上限額から住宅改修費を控除した額の3分の2相当額が助成されます。(千円未満切り捨て)

【着工時期】

県の交付決定が10月頃となるため、着工はそれ以降となります。

【注意事項】

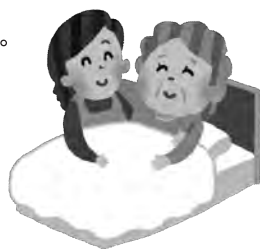
新築、増築等は該当しません。
既に工事が終了している場合は対象となりません。

【申込方法】

まずはお電話でご相談ください。

【申込期限】

5月31日(火)
※先着順で受付。
予算額に達した時点で受付終了。



navigation

LED防犯灯設置工事の 事業者募集

危機管理課 消防交通防犯係 ☎0978-62-1802

杵築市では、各行政区が維持管理する防犯灯を、長寿命・省エネで環境への負荷が少ないLED防犯灯に交換等することを促進するため、「LED防犯灯設置補助金交付事業」を行います。

つきましては、その工事を請け負う事業者を募集します。

【主な事業内容】

- ①各行政区所有の蛍光灯などの防犯灯を、LED防犯灯に交換および新設
- ②九州電力株式会社への契約の申請手続き

【業務場所】

杵築市内

【事業者要件】

- ①杵築市内に事業所または、支店・営業所等があること
- ②杵築市を管轄とする九州電力株式会社の各営業所に電気使用申込書の申請ができること
- ③市税等を完納していること

【申込期限】

4月28日(木)

navigation

杵築市いちご学校2期生募集

農林課 農政係 ☎0978-62-1809

杵築市は県内有数のいちご産地です。温暖な気候に恵まれた杵築市でいちごを作りませんか？

杵築市ではいちご作りを始めたい方の為に「杵築いちご学校」を開校。現在、平成28年9月入校の2期生を募集しています。

農業経験の無い方でも、いちご学校の2年間で基礎からいちご作りを学ぶことができます。

【応募資格】

- ①原則1組2名以上(1人でも研修可能ですが新規独立は2人1組が望ましいです。)
- ②概ね50歳以下である。
- ③研修中から杵築市内に住み、研修終了後杵築市で就農し、「杵築いちご研究会」に加入する。

【募集締切】

4月28日(木)
※国の研修制度(年間150万円給付)も使える場合があります。詳しくはお問い合わせください。

navigation

4月1日から市役所の組織 が一部変更になりました

総務課 ☎0978-62-1801

●「医療政策課」が新設されました。

医療政策課に、「医療係」「政策係」「新病院建設係」を設置します。
地域医療の充実と医療・介護の連携を図り、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

設置場所：杵築市役所 山香庁舎

電話番号：0977-75-1111(代表)

●市民課の「医療政策係」が廃止されました。

医療政策係の事務は、医療政策課が引き継ぎます。

navigation

固定資産価格等の縦覧等について

税務課 固定資産税係 ☎0978-62-1805

固定資産税の納税者は、土地(家屋)価格等縦覧帳簿により自己所有の土地・家屋の価格について、他のものと比較することができます。

【縦覧できる人】

固定資産税の納税者、納税管理人、代理人

【縦覧期間】

5月2日(月)まで 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧場所】

税務課(本庁舎)【杵築地域分】

山香振興課【山香地域分】

大田振興課【大田地域分】

【手数料】

無料

【持参するもの】

本人確認できるもの(免許証など)

※代理人は委任状が必要です。

【その他】

納税義務者、納税管理人、借地・借家人の方は年間を通じ名寄帳(固定資産課税台帳)を閲覧することができます。

※本人確認ができるもののほか、借地・借家人の方は賃貸借契約書または賃借料等の領収書が必要です。(縦覧期間中は無料)

「杵築市自治基本条例」って？

vol.10

（個人情報保護）
第17条 行政は、個人情報の重要性を認識し、その収集、利用又は提供について法令及び条例に基づき適正に取り扱います。

解説
行政は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を保護するため、個人情報の収集や利用、提供については、法令や条例に基づき適正に取り扱うことを確認的に定めています。

（市民参画の機会）
第18条 行政は、市民が市政に参画し意見を表明する権利を保障するため、市民参画の機会拡充を図ります。
2 前項において、各種審議機関等を設置する場合は、その人員の男女構成に配慮するなど、男女共同参画社会の実現を目指します。

解説
行政は、この条例の基本原則である市民が市政に参画し意見を表明する権利を保障するため、市民参画の拡充を図ることを定めています。

また、参画機会は男女問わず公平に与えられなければなりません。各種審議機関等を設置する場合は、委員の男女構成に配慮し、男女共同参画を推進すると定めています。

（議会の責務）
第19条 議会は、条例の制定や改廃、予算及び決算の議決並びに政策提言等を行う際に、この条例の理念を尊重し、行政の活動を審議します。

2 議会は、活発で自由な討議を行うことで、十分な議論を尽くし、広く市民の意見を聞き、政策決定に適切に反映させます。

解説
議会は、条例の制定や改廃、予算や決算の議決、政策提言等を行う場合には、この条例の理念を尊重するとともに、行政運営が適正に行われているか審議することが責務であると定めています。

また、議会は討論の場であるため、十分な議論を尽くすとともに、広く市民の意見を取り入れ、政策決定に適切に反映させると定めています。